

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年7月27日

独立行政法人雇用・能力開発機構
沖縄職業能力開発大学校長
契約事務責任者 校長 仲尾 善勝

1 一般競争入札に付する業務

- (1) 業務名 平成22年度施設・設備等現況調査業
- (2) 業務場所 沖縄県沖縄市池原2994-2
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結の翌日から平成22年9月27日まで

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22年8月17日時点において、独立行政法人雇用・能力開発機構における一般競争（指名競争）参加資格（建設コンサルタント業務）の認定を受けている者であって、沖縄県内に本社又は支店を有する者であること。
- (3) 平成22年8月17日時点において、独立行政法人雇用・能力開発機構より指名停止措置を受けている（指名停止期間内にある）者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。

3 入札参加申込方法

入札参加申込書（別紙1）及び誓約書（別紙2）に必要事項を記入押印の上、下記のとおり持参又は配達証明郵便により送付すること。

(1) 送付先

〒904-2141

沖縄県沖縄市池原2994-2

独立行政法人雇用・能力開発機構 沖縄職業能力開発大学校 総務課 あて

TEL 098-934-6282

FAX 098-934-6287

(2) 入札参加申込受付期間

平成22年7月27日から平成22年8月10日（火） 16時00分まで（必着）

4 入札心得書、仕様書の交付方法

3（2）の期間に入札参加申込書を受領した後、電子メールにより交付する。

5 質疑及び回答

質疑については、次により処理すること。

なお、質問書の宛名は「独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄職業能力開発大学学校校長 仲尾 善勝」とし、質問書の提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問がないものとする。

(1) 質問書の提出

提出期間 平成22年8月2日(月)～8月4日(水)
提出先 3(1)と同じ
提出方法 郵送又はFAXにより提出すること。

(2) 質疑の回答

平成22年8月13日(金)までに電子メールで回答を行う。

6 入札参加資格の決定

仕様書の交付をもって、入札参加資格があるものとする。

なお、入札参加資格があると認めた者であっても、上記2の競争参加資格条件を欠くと認められた場合には、入札参加資格を取り消すものとする。

7 入札方法等

- (1) 入札参加者は、契約内容を十分検討のうえ、入札をしなければならない。
- (2) 入札書は、当機構指定の入札書(仕様書と共に送付)により作成して提出しなければならない。
- (3) 入札参加者が代理人をして入札させる場合は、当機構指定の委任状(仕様書と共に送付)により作成した委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又は代理人は、今回の入札において他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札書には、入札参加者又はその代理人が記名押印し、契約希望金額(消費税及び地方消費税を除く額)、業務名、年月日及び宛名を記入しなければならない。
- (6) いったん提出した入札書は、開札の前後を問わず、これの引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) 次のいずれか一つに該当する場合、その入札を無効とする。
 - ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 定められた様式以外の様式の入札書による入札
 - エ 記名押印を欠く入札書による入札
 - オ 金額を訂正した入札書による入札
 - カ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
 - キ 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をしたと認められる者による入札
 - ク 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
 - ケ 金額、業務名の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- (10) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (12) 郵送による入札は認めないものとする（持参のみ）。
- (13) 入札執行日時及び場所
日時：平成22年8月17日（火） 10時00分
場所：独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄職業能力開発大学校
その他： 入札参加者又はその代理人は、印鑑及び名刺を持参すること。
入札の開会を宣言した後は、その時会場に入室（出席）していない者は、いかなる理由があっても入札に参加することができない。

8 入札の辞退

- 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
- 入札執行前には、当機構指定の辞退届（仕様書と共に送付）を、校長あてに持参又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）により行う。
- 入札執行中には、当機構指定の辞退届（仕様書と共に送付）又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 開 札

開札は、入札書を提出した後、直ちにその場で行う。

10 落札者の決定

- (1) 入札参加者のうち、その入札価格が契約の目的に応じ予定価格の105分の100に相当する価格の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
ただし、その価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の105分の100に相当する価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

11 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち、予定価格の105分の100に相当する価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度の入札は原則として1回を限度とする。

12 契約内容

- (1) 業務委託契約書は当機構の指定する契約書を作成すること。
- (2) 落札と決定した入札が、上記6の(7)のキに該当することが、落札決定後に判明した場合は、その落札決定を取消し、又は契約を解除するものとする。
- (3) 契約締結後には、独占禁止法に違反する行為があった場合には、損害賠償金の請求を行うとともに、契約を解除することがある。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金は免除する。

14 問い合わせ先

〒904-2141

沖縄県沖縄市池原2994-2

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄職業能力開発大学校 総務課 山本、星

TEL 098-934-6282

FAX 098-934-6287

以上

(別紙1)

平成 年 月 日

独立行政法人雇用・能力開発機構
沖縄職業能力開発大学校長
契約事務責任者 校長 仲尾 善勝 殿

住 所
氏 名
電話番号

印 (実印)

入 札 参 加 申 込 書

平成22年度施設・設備等現況調査業務に係る入札について、下記について誓約
のうえ、参加を申込みます。

記

- 1 平成22年度施設・設備等現況調査業務に係る入札公示に定める事項及び法令上の規制を全て承知した上で、参加を申込みます。
- 2 落札した場合であっても、契約成立後に、入札参加資格等がないことが判明する等の理由で、独立行政法人雇用・能力開発機構が入札を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知した上で、参加を申込みます。

以 上

(添付書類) 当機構一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(写し) 1部

(担当者連絡先)

所在地	(ー)	電話番号	
		F A X	
部署名		担当者氏名	
電子メールアドレス	※仕様書等をデータ送信致しますので、必ずご記入下さい。		

誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人雇用・能力開発機構
沖縄職業能力開発大学校長
契約事務責任者 校長 仲尾 善勝 殿

住所

氏名

㊟ (実印)

平成22年7月27日付けで公告のありました平成22年度施設・設備等現況調査業務に係る入札に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 破産者で復権を得ない者でないこと。
- 4 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- 5 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと
- 6 添付書類の内容については事実と相違ないこと。